

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

| | | | | | |
|---------|---|-------|-------|--------------|------|
| 法令名 | 建築基準法 | | 法令の番号 | 昭和25年法律第201号 | |
| 許認可等の種類 | 用途規制の特例許可 | | 根拠条項 | 法第48条 | |
| 審査基準 | <p>○建設省の通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「用地地域等の決定と建築行政について」（昭和47年10月25日住街発80号） ・「用地地域及び特別用地地区に関する都市計画の決定・運用等について」（平成5年6月25日都計発92号） ・「用地地域に関する都市計画の決定・運用等について」（平成5年6月25日都計発93号） ・「自動車車庫に係る建築基準法第48条第1項から3項までの規定に基づく許可の運用について」（平成2年11月25日住街発147号） ・「自動車修理工場に係る建築基準法第48条第5項から7項までの規定に基づく許可の運用について」（平成5年6月25日住街発95号） ・「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（平成5年6月25日住街発94号） <p>※ 原則として公聴会が必要。 ※ 建築審査会の同意が必要。</p> | | | | |
| | 受付機関 | 土木事務所 | 処理機関 | 建築住宅課 | 交付機関 |
| | | | | 標準処理期間 | 90 日 |
| | | | | 標準経由期間 | 日 |
| | | | | 目次NO | 32 |